

県立高等技術専門校 入校生の募集

県立高等技術専門校では、中学校・高等学校を卒業して就職しようとする人や、再就職・転職をしようとしている方などに、必要な技術や知識等を習得する機会を提供する職業訓練を実施しています。

【10月入校生】

校 名	訓 練 科 目 (訓練期間)	募集定員
ちばキャリアアップセンター	介護サービス科 (6ヶ月)	15名
市原高等技術専門校	ビルメンテナンス科 (6ヶ月)	20名
船橋高等技術専門校	金属加工科 (9ヶ月) 35歳未満対象 デュアル訓練	10名
我孫子高等技術専門校	造園科 (6ヶ月)	11名
長生高等技術専門校	左官技術科 (6ヶ月)	15名
	住宅設備機器科 (6ヶ月)	15名
	住宅総合科 (6ヶ月)	30名
募 集 期 間	選 考 日	合 格 発 表
平成19年8月3日(金)～平成19年8月28日(火)	平成19年9月7日(金)	平成19年9月14日(金)

【障害者の方を対象とした科目】

校 名	訓 練 科 目 (訓練期間)	募集定員
障害者高等技術専門校	P C事務コース (身体障害者の方対象) (6ヶ月)	10名
	短期実務コース (知的障害者の方対象) (6ヶ月)	5名
募 集 期 間	選 考 日	合 格 発 表
平成19年7月19日(木)～平成19年8月17日(金)	平成19年8月31日(金)	平成19年9月11日(火)

【9月開講】若年者対象デュアル訓練 (委託訓練) (35歳未満の離職者の方)

校 名	訓 練 科 目 (訓練期間)	募集定員
市原高等技術専門校	情報ビジネス科 (4ヶ月)	20名
我孫子高等技術専門校	プログラマー・ネットワーク技術者養成科 (4ヶ月)	20名
募 集 期 間	選 考 日	合 格 発 表
平成19年7月6日(金)～平成19年8月10日(金)	平成19年8月17日(金)	平成19年8月23日(金)

【10月開講】若年者対象デュアル訓練 (委託訓練) (35歳未満の離職者の方)

校 名	訓 練 科 目 (訓練期間)	募集定員
市原高等技術専門校	P Cメンテナンス実務科 (4ヶ月)	20名
我孫子高等技術専門校	オフィスパソコン科 (4ヶ月)	20名
	介護福祉サービス科 (4ヶ月)	20名
募 集 期 間	選 考 日	合 格 発 表
平成19年8月10日(金)～平成19年9月7日(金)	平成19年9月14日(金)	平成19年9月20日(木)

ジョブカフェちばをご利用ください

千葉県が設置した「ジョブカフェちば」では、15～34歳までの就職を希望する若者及び若者の採用を検討している県内中堅・中小企業に対して、採用・就業のミスマッチを防ぐサービスを実施しています。

●若者向け事業

講 座 名	回/月	内 容	定 員	時 間
話し方・マナーセミナー	2回	面接時の話し方や立ち居振る舞いを身に付ける	16名	150分
応募書類セミナー	3回	履歴書・職務経歴書を書く時の注意点・ポイントを理解する	16名	140分
自己PRセミナー	3回	自分の経験から自己PRを作成する	16名	140分
面接練習セミナー	3回	実際の面接を想定して練習する	16名	140分
求人探し方セミナー	3回	求人情報を読み取り、「自分を活かせる仕事」を見つける	16名	140分
コミュニケーションセミナー	2回	相手の話を聞き、自分の意見を話すコツを身に付ける	16名	150分

●企業向け事業

講 座 名	回/月	内 容	定 員	時 間
採用活動支援セミナー	1回	若者の採用活動に関するスキル向上に役立つノウハウの獲得を目指す	15社	150分

●若者と企業とのマッチング事業

イベント名	回/月	内 容	定員(企業)	定員(若者)	時 間
仕事探しカフェ	1回	新しいタイプの企業説明会	10社	70名	210分
トークライブラリー	2回	企業担当者若者との交流会	1社	16名	120分

★ジョブカフェちば (ちば若者キャリアセンター) のご案内

住 所：船橋市本町1-3-1 フェイスビル9階 (JR船橋駅南口)

利用時間：平日の午前9時から午後5時まで (祝日・年末年始を除く)

☎ 047 (426) 8471 (若者) 047 (495) 0141 (企業) URL : <http://www.ccic-net.or.jp/~jobcafe/>

シルバー人材センターをご活用ください

高齢者と家庭・企業のお仕事の橋渡しをしています！

- ◇高齢者にふさわしい仕事を家庭・企業・公共団体等から引き受け、会員に提供する都道府県知事認可の公益法人です。
- ◇60歳以上の健康で働く意欲のある方で、シルバー人材センターの目的に賛同していただける方であれば、どなたでも会員になれます。
- ◇高齢者の技能、技術を高めるために各種の講習（シニアワークプログラム等）を実施しています。
- ◇「新たに人を雇用するほどではない」「専門業者に頼むほどではない」が、臨時的・短期的または軽易な仕事があるときは、シルバー人材センターをご利用ください。

県下45市町村に広がるシルバー人材センターネットワーク



フォークリフト運転の講習の様子(市川市)



家庭介護講習会の様子(本埜村)

～ シニアワークプログラム地域事業 ～

60歳台前半層を中心とした高齢者の雇用就業を促進するため、地域の事業主団体や公共職業安定機関の協力のもと、技能講習と合同面接会等を一体的に行います。

平成19年度は、マンション管理員養成講習、住居内装講習、フォークリフト運転講習、警備業技能講習、農業支援（梨栽培）講習、パソコン講習、介護員養成講習、子育て支援講習、オフィスクリーニング講習、福祉輸送ヘルパー養成講習等を実施します。

【お問合せ】

(社)千葉県シルバー人材センター連合会

☎ 043 (227) 5112 ホームページ <http://www.sjc.ne.jp/chibaren/>

障害者雇用アドバイザー(企業支援員)を配置しました

平成19年4月1日より障害のある方々の雇用の場の拡大と就職後の継続(長期)雇用を促進するため、企業に対して支援を行う障害者雇用アドバイザーを配置しました。「障害のある人を雇用したことがない」「雇用したいが不安」といった様々な不安の解消や既に障害のある人を雇用している企業の雇用管理上のアドバイスなどを行います。

障害者雇用アドバイザーは、地域の企業などを訪問しておりますので、障害のある人の雇用をお考えの事業主の方や障害のある人の雇用でお困りの事業主の方は、お気軽にご相談ください。

◆業務内容

① 職域(職場)開拓

障害のある人の雇用経験のない企業などを対象として、他の障害のある人の雇用の成功例の紹介などにより、障害のある人の雇用拡大を図ります。

② 障害者雇用支援(企業支援)

障害のある人を雇用している企業に対し、継続(長期)雇用のための雇用管理上のアドバイスなどの支援を行います。

◆障害者雇用アドバイザー配置場所

事業所名	所在地	電話番号	事業所名	所在地	電話番号
(社福)あひるの会	習志野市	047 (452) 2715	(社福)佑啓会	市原市	0436 (36) 7611
(社福)実のりの会	柏市	04 (7168) 3003	(社福)光明会	八街市	043 (442) 0101
(社福)ロザリオの聖母会	匝瑳市	0479 (70) 0277	NPO法人ワークス未来千葉	千葉市	043 (204) 2385

障害者雇用アドバイザー(企業支援員)の活動例



障害者雇用促進就職面接会が開催されます！

事業主と障害者による集団面接を行うことにより、障害者の雇用を促進すると共に、障害者の雇用問題について社会一般の理解と関心を高めるため、「障害者雇用促進就職面接会」を県内5箇所のブロックで、下記公共職業安定所が中心となり開催します。事業所の方につきましては、障害者の雇用の促進のため、積極的な参加をお願いいたします。



平成18年度面接会風景：千葉会場

会場	名称	日時	場所	お問合せ
船橋	障害者雇用促進 合同面接会	平成19年10月5日(金) 13時30分～16時	船橋市役所 大会議室 (11階) (船橋市湊町2-10-25)	船橋公共職業安定所 ☎ 047 (431) 8287
市川		平成19年10月12日(金) 13時～16時	市川市勤労福祉センター体育館 (市川市南八幡2-20-1)	市川公共職業安定所 ☎ 047 (370) 8609
千葉	障害者雇用促進 就職面接会	平成19年10月19日(金) 13時～16時	千葉ポートアリーナ(メインアリーナ) (千葉市中央区問屋町1-20)	千葉公共職業安定所 ☎ 043 (242) 1181 千葉南公共職業安定所 ☎ 043 (300) 8609
松戸	障害者雇用促進 合同面接会	平成19年10月24日(水) 13時30分～16時	プラザハイアン柏 (柏市柏5-9-1)	松戸公共職業安定所 ☎ 047 (367) 8609
銚子	障害者ふれあい 面接会	平成19年10月25日(木) 13時30分～16時	銚子プラザホテル(ロワイヤルホール) (銚子市西芝町11-2)	銚子公共職業安定所 ☎ 0479 (22) 7406 佐原公共職業安定所 ☎ 0478 (55) 1132

- ※1 参加を希望される事業主の方は、申込書の提出が必要となりますので、詳しくは、各公共職業安定所にお問い合わせください。
- ※2 参加を希望される障害のある方、事業主の方は、各会場で受付締め切り日が設定されておりますので、各問い合せ先でご確認ください。(概ね9月上旬)
- ※3 参加をされる障害のある方は、「管轄安定所の専門援助部門等」での申込みをお願いします。

毎月勤労統計調査にご協力を

毎月勤労統計調査は、労働者の賃金(給与)、労働時間、出勤日数、労働者数の毎月の変動を明らかにすることを目的とし、厚生労働省が指定した事業所をお願いしている調査です。調査結果は、「景気動向指数」や「月例経済報告」等の景気判断資料、雇用保険や労災保険の給付額改定、企業の経営判断や賃金等の労働条件決定の際の資料等に幅広く利用されています。調査の重要性をご理解いただき、調査事業所に指定された際には、ご協力くださいますようお願いいたします。

毎月勤労統計調査の詳細については下記のHPをご覧ください。
http://www.pref.chiba.lg.jp/syozoku/b_toukei/oshirase/maikin.html
http://www.pref.chiba.lg.jp/syozoku/b_toukei/kinrou/kin-j.html

【お問合せ】千葉県総合企画部統計課統計調査室商業労働担当グループ
 ☎ 043 (223) 2225・2228 tksyougyou@mz.pref.chiba.lg.jp

平成19年夏季一時金要求・妥結状況調査

本調査は、県内に事業所をもち、かつ労働組合のある民間企業の中から任意に抽出した400社の夏季一時金の要求・妥結状況を集計して明らかにすることにより、労使関係の安定を図ることを目的とし、毎年事業所、労働組合の皆様のご協力をいただいております。

本調査の調査項目は、①平均賃金、②要求額、③妥結額等です。調査対象となりました際には、ご多忙中とは存じますが、ご協力くださるようお願いいたします。

なお、集計をする関係上、妥結した場合には早めにご回答くださるよう併せてお願いいたします。

※本調査の詳細につきましては、雇用労働課又は県民センター県政情報課までお問合せください。

千葉県庁商工労働部雇用労働課 (千葉市・市原市)	〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1 ☎ 043 (223) 2741
葛南県民センター県政情報課 (船橋市、市川市、浦安市、習志野市、八千代市)	〒273-8560 船橋市本町1-3-1 ☎ 047 (424) 8281
東葛飾県民センター県政情報課 (松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市)	〒271-8560 松戸市小根本7 ☎ 047 (361) 2111
北総県民センター県政情報課 (成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町、栄町、印旛村、本埜村、香取市、神崎町、多古町、東庄町、銚子市、匝瑳市、旭市)	〒285-8503 佐倉市錦木仲田町8-1 ☎ 043 (483) 1439
東上総県民センター県政情報課 (茂原市、白子町、一宮町、長柳町、睦沢町、長南町、長生村、東金市、山武市、芝山町、大網白里町、九十九里町、横芝光町、勝浦市、いすみ市、大多喜町、御宿町)	〒297-8533 茂原市茂原1102-1 ☎ 0475 (25) 7830
南房総県民センター県政情報課 (館山市、木更津市、鴨川市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、南房総市、鋸南町)	〒292-8520 木更津市貝渕3-13-34 ☎ 0438 (23) 4812

賃金事情調査にご協力を

賃金事情調査につきましては、毎年事業所の皆様にご協力をいただいておりますが、本年も7月の賃金等について調査を実施することになりました。この調査は、千葉県内の民間企業に働く労働者の賃金の実態を明らかにして労使関係者の参考資料として提供し、合理的な賃金管理及び労使関係の安定を図ることを目的として毎年実施されるものです。本年の調査は、①事業所の現状、②初任給、③賃金、④パートタイム労働者の労働条件等の項目について行ないますので、調査対象となりました際には、御多忙とは存じますが、御協力くださいますようお願い致します。

【お問合せ】

千葉県商工労働部雇用労働課 労働福祉室

☎ 043 (223) 2741

昨年までの結果も御覧いただけます。

http://www.pref.chiba.lg.jp/syozoku/f_rousei/tkcd/index.html

平成19年度 職業訓練指導員試験

これは、職業訓練指導員としての資格を得るために行うもので、合格者が別途申請すれば職業訓練指導員免許証が交付されます。

※千葉県職員の採用試験ではありません。

実施職種

園芸科、自動車整備科等 123職種

(今年度はそれぞれの職種ごとの実技・関連学科は実施せず全ての職種に共通する指導方法のみを実施。)

受験対象者

(指導方法のみ実施)

※実技・関連学科の免除者

主に一級技能検定(千葉県職業能力開発協会で行っております。)の合格者、自動車整備士技能検定規則による2級ガソリン自動車整備士等の合格者。(ほかにも免除になる規定がありますので、詳しくは下記へお問い合わせください。)

試験日時

平成19年9月30日(日) 午前10時から

試験会場

千葉県教育会館(新館5階501会議室)

千葉市中央区中央4-13-10

受験申請の方法

受験資格等確認のため事前に下記へお問い合わせください。後日受験案内と受験申請書をお送りいたします。

受験申請書の受付

○期 間：平成19年8月20日(月)～30日(木)

○場 所：県庁15階 産業人材課キャリア形成支援室

○郵送の場合：配達記録で8月30日(木)の消印有効

【お問合せ及び送付先】

千葉県産業人材課キャリア形成支援室

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

☎ 043 (223) 2754

第54回千葉県勤労者美術展作品募集

勤労者の教養を高め、文化の向上を図ることを目的とした美術展です。勤労者が余暇を利用して創作した美術作品を募集します。

■部 門 絵画・書・写真

■応募資格 県内に在住、または在勤の勤労者およびその家族(学生は不可)

■応募期限 8月31日(金)までに申込書と返信用封筒を郵送(持参可)

■会 場 千葉県立美術館

■開催期間 9月19日(水)～9月24日(月)

【申込み・お問合せ】

(社)千葉県労働者福祉協議会 ☎ 043 (241) 6681

労働相談は「千葉県労働相談センター」へ

◎今月のQ&Aは「労働保険」についてご紹介します。

Q 仕事で怪我をしたのですが労災手続きはどのようにすれば良いのでしょうか。

A ①作業中怪我をした場合、先ず応急手当をしてから病院にいきます。

この時必要なことは必ず上司、同僚に報告すること。労災申請書並びに報告書に「現認者」が必要になる場合があるからです。

②通常は会社の事務員か会社契約の社会保険労務士が労災手続きをとってくれます。

③会社で労災申請してくれない場合は、本人又は家族、同僚が労働基準監督署へ行って労働災害保険請求書3種類（5号用紙、7号用紙、8号用紙）をもらってきます。

④5号用紙、7号用紙、8号用紙それぞれに本人の住所、氏名、生年月日、事故の発生した状況等を記入した後、会社から事業主の押印と労働保険番号の記入をもらい、病院から治療日数と医師の証明印をもらって5号用紙は病院へ、7号、8号用紙は労働基準監督署に提出することになります。

なお詳しくは職場を管轄する労働基準監督署にご相談ください。

Q 小さな雑貨商（社員2名とパートさん5名位）にパートで2年間勤めていますが退職後の事が気になり、雇用保険に加入しているかを経営者に質問したところ要領を得ません。会社として加入して無いようなので、どの様な条件でこの保険が加入、適用されるのか教えてください。

A

① 労働保険の内の雇用保険は、事業所が働く人（労働者）を一人でも雇用すれば（一部小規模農林水産業等に条件がありますが）この雇用保険に加入しなくてはなりません。

② パートさんについては、一週間の定められた労働時間（所定労働時間）が合計で20時間以上であり、雇用される期間が、引き続き1年間以上が見込まれる場合（実質的に判断します）に加入できます。

③ 相談者は、ご自分の賃金明細書内の雇用保険の控除部分の有無を確認された上、共に働いている方々と共に、経営者に状況を説明され、事業所として加入手続きをするよう、要求・ご相談下さい。

④ もし退職後、未加入だった事がわかった場合、加入を事業主（経営者）に2年間前まで遡って要求できます。保険料は事業主と従業員が各々負担しなくてはなりません。

⑤ なお、手続き、相談等は、会社のある地域を管轄する公共職業安定所が行います。

千葉県労働相談センター（県庁本庁舎2階）
千葉市市場町1-1 ☎ 043 (223) 2744

個別的労使紛争のあっせんは「労働委員会」へ

千葉県労働委員会では、労働者個人と使用者との間で労働条件をめぐるトラブルが生じ、当事者間で解決できない場合に、円満な解決をお手伝いする「個別的労使紛争のあっせん」を行っています。平成18年度に取り扱った事例をいくつかご紹介します。

事例1

職場の上司から、仕事上のミスを巡って暴力を受けたことにより精神的疾患にかかり、それが原因で出社できなくなり自宅療養していた労働者が、会社から突然退職勧告され、解雇された事例

概要 労働者は、一方的に解雇されることは納得できないとして、解雇通知の撤回及び今暫くの休業の容認を求めてあっせん申請した。一方、使用者は、職場復帰がいつになるかわからないので解雇したと主張した。

結果 あっせんの結果、使用者が解雇通知を撤回し、労働者は会社都合で退職することとした。あわせて、使用者は未払いとなっている給与及び退職金を含めた解決金を支払うことで解決した。

事例2

福祉施設に勤務していた労働者が、使用者と経営方針を巡って対立した結果、使用者から即時解雇された事例

概要 労働者は、復職は望まないが解雇されることは納得できないとして、解雇を撤回し、自己都合退職とすること及び謝罪を求めて、あっせん申請した。一方、使用者は、福祉に携わっていることを自慢げにふれまわる労働者の態度は、自分の方針に合わないで解雇したと主張した。

結果 あっせんの結果、理事長が口頭で謝罪するとともに、解雇を撤回し、自己都合退職することで解決した。

事例3

労働者が、職場の先輩社員からいじめを受けて体調をくずしたため、会社に対し、職場環境の是正を要求したが、是正されることなく、逆に、一方的に能力不足を理由として雇止めされた事例

概要 契約社員である労働者は、一方的に雇止めしたことは納得できないとして、自己都合退職に変更すること及び慰謝料を求めて、あっせん申請した。一方、使用者は、雇止めではなく契約期間の満了によるものであると主張した。

結果 あっせんの結果、自己都合退職とすることとし、労働者にも非があったことから、慰謝料に代えて使用者が対応の不備について遺憾の意を労働者に伝えることで解決した。

千葉県労働委員会事務局（県庁都町庁舎2階）
千葉市中央区都町1-1-20 ☎ 043 (231) 2131
<http://www.pref.chiba.lg.jp/chiroui/index.html>